

特別支援学校造形作品ギャラリー事業実施要項

令和6年6月12日制 定
令和7年7月22日一部改正

1 目的

山形県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）に在籍する幼児児童生徒の感性豊かな作品を県HP等で公開するとともに、県等が主催する会議資料やリーフレット、冊子等への作品の掲載を積極的に促すことで、これまで以上に多くの県民に作品を積極的かつ広く発信する機会を増やし、障がいのある幼児児童生徒への理解を促進し、共生社会の形成に向けた機運を醸成する。

2 事業内容

- （1）山形県教育局特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）において、各特別支援学校の幼児児童生徒の作品を画像データとして収集・管理し、県HP上に「特別支援学校造形作品ギャラリー」（以下「ギャラリー」という。）として公開する。ギャラリーでの公開時には、作品の作者名・所属（卒業）学校名・学部・学年・作品名を併せて掲載する。
- （2）ギャラリーに公開された作品は、県等が作成する会議資料やリーフレット、冊子等への利用・掲載を可能とする。
- （3）ギャラリーに公開された作品は、公開期間に限り、特別支援教育課公式Xのバナー及び投稿等で紹介する。
- （4）ギャラリーでの作品の公開期間は公開日から1年間とする。
- （5）作品データの管理、ギャラリーの管理、使用に係る許可手続き等の窓口業務は、特別支援教育課で行う。

3 ギャラリーへの掲載手続き等（事務フロー図参照）

- （1）特別支援教育課は、毎年9月頃に特別支援学校に作品の提供を依頼する。提供作品は、1校あたり3作品程度とする。
- （2）特別支援学校は、提供作品を選定し、作成者本人（保護者）に同意書（様式1）の提出を依頼する。
- （3）特別支援学校は、本人（保護者）から同意書を受領後、受付印を押印の上、複写を本人（保護者）へ渡す。
- （4）特別支援学校は、作品（画像データ）と作品リスト（様式2）及び同意書（PDF形式）を特別支援教育課に提出する。
- （5）特別支援学校は、同意書の原本を保管する。

4 使用の手続き等

- （1）作品の使用を希望する場合は、特別支援教育課に使用許可申請書（様式3）を提出する。特別支援教育課は、必要に応じて使用を予定しているリーフレットや冊子、会議資料等が分かる参考資料の提出を求めるものとする。
- （2）特別支援教育課は、使用の許可を審査し、作品使用許可書（様式4）により許可の可否について申請者に通知する。

5 使用条件

- (1) 作品を使用する際は、作品の作者名・所属（卒業）学校名・作品名を作品と合わせて掲載すること（学部及び学年については必須としないが、掲載することは差し支えない）。
- (2) 営利を目的としたリーフレットや冊子等には掲載しないこと。
- (3) 作品データの加工、部分使用、縦横比率の変更等、改変を行わないこと。
※白黒印刷は可。
- (4) 使用許可申請書（様式3）に記載した目的以外には使用しないこと。
- (5) 特別支援教育課から求めがあった際には、作品を使用したリーフレットや冊子等を提供すること。
- (6) 著作権（著作人格権含）、人権、肖像権、商標権を侵害する行為は行わないこと。

【参考 事務フロー図】

